

大分県公園緑地工事共通仕様書 新旧対照表

(改訂前)現行条文(令和4年10月)	【改訂後】新条文(令和8年10月)	改訂理由
第1章 基盤整備	第1章 基盤整備	
第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準	
	日本公園緑地協会 造園施工管理 技術編 (令和3年5月)	改訂による変更(追加)
	日本公園緑地協会 造園施工管理 法規編 (令和3年5月)	改訂による変更(追加)
日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (令和元年7月)	日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (令和7年6月)	改訂による変更
日本道路協会 道路土工―擁壁工指針 (平成24年3月)	日本道路協会 道路土工―擁壁工指針 (平成24年8月)	誤記修正
国土交通省 道路土工構造物技術基準・同解説 (平成29年3月)	国土交通省 道路土工構造物技術基準・同解説 (令和7年12月)	改訂による変更
第5節 植栽基盤工	第5節 植栽基盤工	
1-5-7 人工地盤工	1-5-7 人工地盤工	
1. 受注者は、防水の施工については、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省、平成31年4月)第9章防水工事及び「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省、平成31年4月)第3章防水改修工事、9章環境配慮改修工事の規定による。	1. 受注者は、防水の施工については、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)令和7年版」(国土交通省、令和7年3月)第9章防水工事及び「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)令和7年版」(国土交通省、令和7年3月)第3章防水改修工事、9章環境配慮改修工事の規定による。	改訂による変更
第10節 公園施設等撤去・移設工	第10節 公園施設等撤去・移設工	
1-10-4 樹木伐採・抜根工	1-10-4 樹木伐採・抜根工	
2. 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに建設副産物情報交換システム工事登録証明書を監督員に提出しなければならない。	2. 受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかにコブリス・プラス登録済確認書を監督員に提出しなければならない。	改訂による変更
第2章 植栽	第2章 植栽	
第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準	
	日本公園緑地協会 造園施工管理 技術編 (令和3年5月)	改訂による変更(追加)
	日本公園緑地協会 造園施工管理 法規編 (令和3年5月)	改訂による変更(追加)
日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (令和元年8月)	日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (令和7年6月)	改訂による変更
	国土交通省 都市公園の樹木の点検・診断に関する指針(案) (平成29年9月)	改訂による変更(追加)
第3節 植栽工	第3節 植栽工	
2-3-2 材料 2.(3)	2-3-2 材料 2.(3)	
(3)シバ類、その他地被類の材料の品質は表2-4シバ類の品質規格表(案)及び表2-5その他地被類の品質規格表(案)によるものとする。	(3)シバ類、その他地被類の材料の品質は表2-4シバ類の品質規格表(案)、表2-5草花類の品質規格表(案)及び表2-6その他地被類の品質規格表(案)によるものとする。	改訂による変更
2-3-2 材料 8.(1)	2-3-2 材料 8.(1)	
(1)薬剤は、農薬取締法(平成30年、法律第53号)に基づくものでなければならない。	(1)薬剤は、農薬取締法(令和8年7月改正 法律第22号)に基づくものでなければならない。	改訂による変更
2-3-10 樹木養生工 7.	2-3-10 樹木養生工 7.	
7. 受注者は、養生柵の施工については、設計図書によるほか、3-11-8柵工の規定による。	7. 受注者は、養生柵の施工については、設計図書によるほか、4-11-8柵工の規定による。	誤記修正
第5節 樹木整姿工	(削除)	改訂による変更(削除)
2-5-1 一般事項 ~2-5-5 樹勢回復工	(削除)	改訂による変更(削除)
第6節 公園施設等撤去・移設工	第5節 公園施設等撤去・移設工	条文削除に伴う番号修正
2-6-1 公園施設撤去工	2-5-1 公園施設撤去工	条文削除に伴う番号修正
2-6-2 移設工	2-5-2 移設工	条文削除に伴う番号修正
2-6-3 伐採工	2-5-3 伐採工	改訂による変更
伐採工の施工については、1-10-4伐採工の規定による。	樹木伐採・伐根工の施工については、1-10-4樹木伐採・伐根工の規定による。	改訂による変更
	2-5-4 工事支障木対策工	改訂による変更
	工事支障木対策工の施工については、1-10-5工事支障木対策工の規定による。	改訂による変更
2-6-4 発生材再利用工	2-5-5 発生材再利用工	改訂による変更
発生材再利用工の施工については、1-10-5発生材再利用工の規定による。	発生材再利用工の施工については、1-10-6発生材再利用工の規定による。	改訂による変更

大分県公園緑地工事共通仕様書 新旧対照表

(改訂前)現行条文(令和4年10月)	【改訂後】新条文(令和8年10月)	改訂理由
第3章 緑地育成	第3章 緑地育成	
第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準	
造園修景積算研究会 造園修景積算マニュアル（令和元年4月）	造園修景積算研究会 造園修景積算の手引き（令和5年4月）	改訂による変更
	国土交通省 都市公園の樹木の点検・診断に関する指針(案)（平成29年9月）	改訂による変更
第4節 樹木整姿工	第4節 樹木整姿工	
3－4－3 高中木整姿工 1. (4)	3－4－3 高中木整姿工 1. (4)	
(4)高さ2m以上の箇所で作業を行う場合は、労働安全衛生法(昭和47年 法律第57号)、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)等の関係法令等に基づき作業を行わなければならない。	(4)高さ2m以上の箇所で作業を行う場合は、労働安全衛生法(令和8年4月改正 法律第33号)、労働安全衛生規則(令和8年厚生労働省令第86号)等の関係法令等に基づき作業を行わなければならない。	改訂による変更
第5節 樹木育成工	第5節 樹木育成工	
3－5－3 病虫害防除工 5. (4)	3－5－3 病虫害防除工 5. (4)	
(4)薬剤施用に使用する薬剤の取り扱いについては、農薬取締法(昭和23年 法律第82号)等の関係法令等を遵守するとともに、メーカーなどで定める使用方法に 従って適正に行わなければならない。	(4)薬剤施用に使用する薬剤の取り扱いについては、農薬取締法(令和8年7月改正 法律第22号)等の関係法令等を遵守するとともに、メーカーなどで定める使用方法に 従って適正に行わなければならない。	改訂による変更
第6節 芝生地育成工	第6節 芝生地育成工	
3－6－2 材料 1.	3－6－2 材料 1.	
1. 受注者は、芝生地育成工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督員に品質を証明する資料等の確認を受けなければならない。なお、薬剤については農薬取締法(昭和23年 法律第82号)に基づくものでなければならない。	1. 受注者は、芝生地育成工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督員に品質を証明する資料等の確認を受けなければならない。なお、薬剤については農薬取締法(令和8年7月改正 法律第22号)に基づくものでなければならない。	改訂による変更
第8節 発生材等処理工	第8節 発生材等処理工	
	3－8－3 残土処理工	改訂による変更(追加)
	残土処理工の施工については、第1編2－3－7の規定による。	改訂による変更(追加)
	第9節 公園施設等撤去・移設工	改訂による変更(追加)
	3－9－1 公園施設撤去工	改訂による変更(追加)
	公園施設撤去工については、1－10－2公園施設撤去工の規定による。	改訂による変更(追加)
	3－9－2 移設工	改訂による変更(追加)
	移植工の施工については、1－10－3移設工の規定による。	改訂による変更(追加)
	3－9－3 樹木伐採・伐根工	改訂による変更(追加)
	樹木伐採・伐根工の施工については、1－10－4樹木伐採・伐根工の規定による。	改訂による変更(追加)
	3－9－4 工事支障木対策工	改訂による変更(追加)
	工事支障木対策工の施工については、1－10－5工事支障木対策工の規定による。	改訂による変更(追加)
	3－9－5 発生材再利用工	改訂による変更(追加)
	発生材再利用工の施工については、1－10－6発生材再利用工の規定による。	改訂による変更(追加)

大分県公園緑地工事共通仕様書 新旧対照表

(改訂前)現行条文(令和4年10月)	【改訂後】新条文(令和8年10月)	改訂理由
第4章 施設整備	第4章 施設整備	
第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準	
	日本公園緑地協会 造園施工管理 技術編 (令和3年5月)	改訂による変更(追加)
	日本公園緑地協会 造園施工管理 法規編 (令和3年5月)	改訂による変更(追加)
国土交通省 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】(令和4年3月)	国土交通省 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂第2版】(令和3年3月)	誤記修正
日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (令和元年7月)	日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書 (令和7年6月)	改訂による変更
日本公園緑地協会 ユニバーサルデザインによる みんなのための公園づくり(改訂版) 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン(改訂版)の解説 (平成29年3月)	日本公園緑地協会 ユニバーサルデザインによる みんなのための公園づくり 令和6年版 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン(改訂第2版)の解説 (令和6年6月)	改訂による変更
国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版) (平成26年6月)	国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第3版) (令和6年6月)	改訂による変更
国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針(別編:子どもが利用する可能性のある健康器具系施設) (平成26年6月)	国土交通省 都市公園における遊具の安全確保に関する指針(別編:子どもが利用する可能性のある健康器具系施設) (令和6年6月)	改訂による変更
日本公園施設業協会 遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S:2014 (平成26年 6月)	日本公園施設業協会 遊具の安全に関する基準 JPFA-SP-S:2014 (令和6年4月)	改訂による変更
	国土交通省 みんなが遊べる、みんなで育てる 都市公園の遊び場づくり参考事例集 (令和6年4月)	改訂による変更(追加)
	空気調和・衛生工学会 空気調和・衛生工学便覧 給排水衛生設備編 第14版 (平成22年2月)	改訂による変更(追加)
日本下水道協会 下水道施設計画・設計指針と解説2019版 (令和元年9月)	日本下水道協会 下水道施設計画・設計指針と解説(前編)-2019版- (令和元年9月)	誤記修正
日本電気協会 内線規程 (平成28年9月)	日本電気協会 内線規程第14 版 (令和4年12月)	改訂による変更
日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (平成22年1月)	日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説 (平成4年12月)	誤記修正
日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年12月)	日本道路協会 舗装再生便覧令和6年度版 (令和6年3月)	改訂による変更
日本道路協会 道路標識設置基準・同解説 (令和2年4月)	日本道路協会 道路標識設置基準・同解説改訂版 (令和2年4月)	誤記修正
全日本建設技術協会 土木工事安全施工技術指針 (平成22年4月)	国土交通省 土木工事安全施工技術指針 (令和4年2月)	改訂による変更及び誤記修正
	日本道路協会 自転車利用環境整備のためのキーポイント (平成25年6月)	改訂による変更(追加)
土木学会 舗装標準示方書 (平成27年3月)	土木学会 舗装標準示方書2023年制定 (令和5年10月)	改訂による変更
土木学会 コンクリート標準示方書(設計編) (平成30年3月)	土木学会 コンクリート標準示方書(設計編)[2022年制定] (2023年3月)	改訂による変更
土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) (平成30年3月)	土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)[2023年制定] (2023年9月)	改訂による変更
土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 (平成24年6月)	土木学会 コンクリートのポンプ施工指針[2012年版] (平成24年6月)	誤記修正
第3節 給水設備工	第3節 給水設備工	
4-3-1 一般事項 2.	4-3-1 一般事項 2.	
2. 受注者は、給水設備工の施工については、設計図書において特に定めのない事項については「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」(国土交通省、平成31 年4月)第2編第2章配管工事及び第5編第2章第2節給排水衛生機器の規定による。	2. 受注者は、給水設備工の施工については、設計図書において特に定めのない事項については「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)令和7年版」(国土交通省、令和7年3月)第2編第2章配管工事及び第5編第2章第2節給排水衛生機器の規定による。	改訂による変更
4-3-2 材料 1.	4-3-2 材料 1.	
JIS B 8372-1(空気圧－空気圧用減圧弁－第1部:供給者の文章に表示する主要特性及び製品表示要求事項)	JIS B 8372-1(空気圧－空気圧用減圧弁及びフィルタ付減圧弁)	改訂による変更
JIS G 3491 (水道用鋼管アスファルト塗覆装方法)	(削除)	改訂による変更(削除)
4-3-2 材料 2.	4-3-2 材料 2.	
JWWA K 127 (水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管)	(削除)	改訂による変更(削除)
JWWA K 128 (水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管継手)	(削除)	改訂による変更(削除)
JWWA K 129 (水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管)	JWWA K 129 (水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管)(HIVP, VP)	改訂による変更
JWWA K 130 (水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管継手)	JWWA K 130 (水道用ゴム輪形硬質ポリ塩化ビニル管継手)(HIVP, VP)	改訂による変更
4-3-2 材料 3.	4-3-2 材料 3.	
3. 量水器は、計量法(平成4年法律51号)に定める検定合格品とし、方式は特記による。なお特記がない場合は、(1)から(3)によるほか、給水装置に該当する場合は、水道事業者の承認したものとする。	3. 量水器は、計量法(令和7年6月改正 法律第68号)に定める検定合格品とし、方式は特記による。なお特記がない場合は、(1)から(3)によるほか、給水装置に該当する場合は、水道事業者の承認したものとする。	改訂による変更
4-3-5 循環設備工 1.	4-3-5 循環設備工 1.	
1. 受注者は、循環設備工の施工については、設計図書によらなければならない。なお、特に定めのない事項については、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」(国土交通省、平成28年3月)、及び「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」(国土交通省、平成28年3月)の規定による。	1. 受注者は、循環設備工の施工については、設計図書によらなければならない。なお、特に定めのない事項については、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)令和7年版」(国土交通省、令和7年3月)、及び「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)令和7年版」(国土交通省、令和7年3月)の規定による。	改訂による変更

大分県公園緑地工事共通仕様書 新旧対照表

(改訂前)現行条文(令和4年10月)	【改訂後】新条文(令和8年10月)	改訂理由
4-3-5 循環設備工 3.	4-3-5 循環設備工 3.	
3. 貯水槽の施工については、3-3-4貯水施設工の規定による。	3. 貯水槽の施工については、4-3-4貯水施設工の規定による。	誤記修正
4-3-7 消火栓工 1.	4-3-7 消火栓工 1.	
1. 消火栓の施工については、設計図書によるものとする。なお、特に定めのない事項については、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」(国土交通省、平成28年3月)第5編給排水衛生設備工事の規定による。	1. 消火栓の施工については、設計図書によるものとする。なお、特に定めのない事項については、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)令和7年版」(国土交通省、令和7年3月)第5編給排水衛生設備工事の規定による。	改訂による変更
4-3-9 作業土工(床掘り・埋戻し)	4-3-9 作業土工(床掘り・埋戻し)	
作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。	作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。	誤記修正
4-4-2 材料	4-4-2 材料	
JIS A 5364 (プレキャストコンクリート製品ー性能試験方法通則)	JIS A 5364 (プレキャストコンクリート製品ー材料及び製造方法の通則)	改訂による変更
4-5-2 材料	4-5-2 材料	
JIS R 1201 (陶管)	(削除)	改訂による変更(削除)
JIS A 4101 (ガラス繊維強化プラスチック製浄化槽構成部品)	(削除)	改訂による変更(削除)
第6節 電気設備工	第6節 電気設備工	
4-6-1 一般事項 2.	4-6-1 一般事項 2.	
2. 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」(国土交通省、平成28年3月)及び「電気通信設備工事共通仕様書(電気通信設備工事)」(国土交通省、平成28年3月)の規定による。	2. 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)令和7年版」(国土交通省、令和7年3月)及び「電気通信設備工事共通仕様書」(国土交通省、令和7年3月)の規定による。	改訂による変更
4-6-7 作業土工(床掘り・埋戻し)	4-6-7 作業土工(床掘り・埋戻し)	
作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。	作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。	誤記修正
第7節 園路広場整備工	第7節 園路広場整備工	
4-7-1 一般事項 5.	4-7-1 一般事項 5.	
5. 受注者は、表面排水勾配の配置については、設計図書で示されていない場合は、表3-1に示す表面排水勾配としなければならない。ただし、部分的なすりつけ部に ついては、設計図書に関して監督員と協議しなければならない	5. 受注者は、表面排水勾配の配置については、設計図書で示されていない場合は、表4-1に示す表面排水勾配としなければならない。ただし、部分的なすりつけ部に ついては、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。	誤記修正
4-7-2 材料 2.	4-7-2 材料 2.	
2. 受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省、平成28 年3 月)10 章石工事、11章タイル工事、15 章左官工事、18 章塗装工事の規格に基づき試験を 実施する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	2. 受注者は、舗装工において、使用する材料のうち、試験が伴う材料については、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)令和7年版」(国土交通省、令和7年3月)10 章石工事、11章タイル工事、15 章左官工事、18 章塗装工事の規格に基づき試験を 実施する。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。	改訂による変更
4-7-2 材料 8.	4-7-2 材料 8.	
8. 施設仕上げ工の材料については、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省、平成28 年3 月)10章石工事、11章タイル工事、15章左官工事、18章塗装工事の規定による。	8. 施設仕上げ工の材料については、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)令和7年版」(国土交通省、令和7年3月)10章石工事、11章タイル工事、15章左官工事、18章塗装工事の規定による。	改訂による変更
4-11-6 井戸工 1.	4-11-6 井戸工 1.	
1. さく井の施工については、設計図書によらなければならない。なお、特に定めのない 事項については、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」(国土交通省、平成28年3 月)第7編さく井設備工事の規定による。	1. さく井の施工については、設計図書によらなければならない。なお、特に定めのない 事項については、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)令和7年版」(国土交通省、令和7年3月)第7編さく井設備工事の規定による。	改訂による変更

大分県公園緑地工事共通仕様書 新旧対照表

(改訂前)現行条文(令和4年10月)	【改訂後】新条文(令和8年10月)	改訂理由
4-11-6 井戸工 3. 3. 受注者は、井戸設備の施工については、設計図書によるものとする。なお、特に定めのない事項については、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」(国土交通省、平成28年3月)、及び「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」(国土交通省、平成28年3月)の規定による。	4-11-6 井戸工 3. 3. 受注者は、井戸設備の施工については、設計図書によるものとする。なお、特に定めのない事項については、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)令和7年版」(国土交通省、令和7年3月)、及び「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)令和7年版」(国土交通省、令和7年3月)の規定による。	改訂による変更
第12節 建築施設組立設置工 4-12-1 一般事項 2. 2. 建築施設組立設置工の組立設置については、設計図書によらなければならない。なお、特に定めのない事項については、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省、平成28年3月)、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)」(国土交通省、平成28年3月)、及び「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)」(国土交通省、平成28年3月)の規定による。	第12節 建築施設組立設置工 4-12-1 一般事項 2. 2. 建築施設組立設置工の組立設置については、設計図書によらなければならない。なお、特に定めのない事項については、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)令和7年版」(国土交通省、令和7年3月)、「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)令和7年版」(国土交通省、令和7年3月)、及び「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)令和7年版」(国土交通省、令和7年3月)の規定による。	改訂による変更
第13節 施設仕上げ工 4-13-2 材料 1. 1. 施設仕上げ工の材料については、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省、平成28年3月)10章石工事、11章タイル工事、15章左官工事、18章塗装工事の規定による。	第13節 施設仕上げ工 4-13-2 材料 1. 1. 施設仕上げ工の材料については、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)令和7年版」(国土交通省、令和7年3月)10章石工事、11章タイル工事、15章左官工事、18章塗装工事の規定による。	改訂による変更
4-13-3 塗装仕上げ工 1. 1. 素地ごしらえ、合成樹脂調合ペイント塗り、溶剤形ビニル系塗料塗り、オイルステインワニス塗り、塗材仕上げについては「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省、平成28年3月)第18章塗装工事の規定による。	4-13-3 塗装仕上げ工 1. 1. 素地ごしらえ、合成樹脂調合ペイント塗り、溶剤形ビニル系塗料塗り、オイルステインワニス塗り、塗材仕上げについては「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)令和7年版」(国土交通省、令和7年3月)第18章塗装工事の規定による。	改訂による変更
4-13-4 加工仕上げ工 1. 1. 石材加工仕上げ、コンクリート加工仕上げについては「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省、平成28年3月)10章石工事、15章左官工事の規定による。	4-13-4 加工仕上げ工 1. 1. 石材加工仕上げ、コンクリート加工仕上げについては「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)令和7年版」(国土交通省、令和7年3月)10章石工事、15章左官工事の規定による。	改訂による変更
4-13-5 左官仕上げ工 1. 1. 化粧目地切り、コンクリート仕上げ、モルタル仕上げ、タイル下地モルタル塗りについては、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省、平成28年3月)15章左官工事の規定による。	4-13-5 左官仕上げ工 1. 1. 化粧目地切り、コンクリート仕上げ、モルタル仕上げ、タイル下地モルタル塗りについては、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)令和7年版」(国土交通省、令和7年3月)15章左官工事の規定による。	改訂による変更
4-13-6 タイル仕上げ工 1. 1. タイル張り仕上げについては、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(国土交通省、平成28年3月)11章タイル工事の規定による。	4-13-6 タイル仕上げ工 1. 1. タイル張り仕上げについては、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)令和7年版」(国土交通省、令和7年3月)11章タイル工事の規定による。	改訂による変更
第14節 公園施設等撤去・移設工 4-14-3 伐採工 伐採工の施工については、1-10-4伐採工の規定による。	第14節 公園施設等撤去・移設工 4-14-3 樹木伐採・伐根工 樹木伐採・伐根工の施工については、1-10-4樹木伐採・伐根工の規定による。	改訂による変更 改訂による変更
	4-14-4 工事支障木対策工 工事支障木対策工の施工については、1-10-5工事支障木対策工の規定による。	改訂による変更(追加) 改訂による変更(追加)
4-14-4 発生材再利用工 発生材再利用工の施工については、1-10-5発生材再利用工の規定による。	4-14-5 発生材再利用工 発生材再利用工の施工については、1-10-6発生材再利用工の規定による。	改訂による変更 改訂による変更

大分県公園緑地工事共通仕様書 新旧対照表

(改訂前)現行条文(令和4年10月)	【改訂後】新条文(令和8年10月)	改訂理由
第5章 グラウンド・コート整備	第5章 グラウンド・コート整備	
第2節 適用すべき諸基準	第2節 適用すべき諸基準	
日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（令和元年7月）	日本公園緑地協会 都市公園技術標準解説書（令和7年6月）	改訂による変更
日本道路協会 舗装再生便覧（平成22年12月）	日本道路協会 舗装再生便覧(令和6年版)（令和6年3月）	改訂による変更
土木学会 コンクリート標準示方書(設計編)（平成30年3月）	土木学会 コンクリート標準示方書(設計編)[2022年制定]（2023年3月）	改訂による変更
土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)（平成30年3月）	土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)[2023年制定]（2023年9月）	改訂による変更
土木学会 コンクリートのポンプ施工指針(平成24年6月)	土木学会 コンクリートのポンプ施工指針[2012年版]（平成24年6月）	誤記修正
国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について（平成14年7月）	国土交通省 アルカリ骨材反応抑制対策について（平成14年7月31日）	誤記修正
日本体育施設協会 屋外体育施設の建設指針 平成29年改訂版（平成29年 5月）	日本スポーツ施設協会 屋外スポーツ施設の建設指針 令和5年改訂版 各種スポーツ施設の設計・施工（2023年3月）	改訂による変更
日本体育施設協会 グラウンド・コート舗装施工指針 第2版（平成26年1月）	日本運動施設建設業協会 グラウンド・コート舗装施工指針 第3版（令和2年7月）	改訂による変更
第3節 グラウンド・コート舗装工	第3節 グラウンド・コート舗装工	
5-3-5 グラウンド・コート縁石工 3. (1)	5-3-5 グラウンド・コート縁石工 3. (1)	
(1) 基礎材及び均しコンクリートの施工については、3-7-16園路縁石工の規定による。	(1) 基礎材及び均しコンクリートの施工については、4-7-16園路縁石工の規定による。	誤記修正
第4節 スタンド整備工	第4節 スタンド整備工	
5-4-2 材料 2.	5-4-2 材料	
2. 木材については、第2編2-4-1一般事項、3-9-2材料の規定による。	2. 木材については、第2編2-4-1一般事項、4-9-2材料の規定による。	誤記修正
5.さび止め塗料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。	5.さび止め塗料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。	
JIS K 5672（鉛・クロムフリーさび止めペイント）	(削除)	改訂による変更(削除)
JIS K 5623（亜酸化鉛さび止めペイント）	(削除)	改訂による変更(削除)
JIS K 5625（シアナミド鉛さび止めペイント）	(削除)	改訂による変更(削除)
JIS K 5629（鉛酸カルシウムさび止めペイント）	(削除)	改訂による変更(削除)
	JIS K 5674（鉛・クロムフリーさび止めペイント）	改訂による変更(追加)
5-5-2 材料 7.	5-5-2 材料 7.	
7. さび止め塗料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。	7. さび止め塗料は、次の規格に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとする。	
JIS K 5672（鉛・クロムフリーさび止めペイント）	(削除)	改訂による変更(削除)
JIS K 5623（亜酸化鉛さび止めペイント）	(削除)	改訂による変更(削除)
JIS K 5625（シアナミド鉛さび止めペイント）	(削除)	改訂による変更(削除)
JIS K 5629（鉛酸カルシウムさび止めペイント）	(削除)	改訂による変更(削除)
	JIS K 5674（鉛・クロムフリーさび止めペイント）	改訂による変更(追加)
第6節 公園施設等撤去・移設工	第6節 公園施設等撤去・移設工	
5-6-3 伐採工	5-6-3 樹木伐採・伐根工	改訂による変更
伐採工の施工については、1-10-4伐採工の規定による。	樹木伐採・伐根工の施工については、1-10-4樹木伐採・伐根工の規定による。	改訂による変更
	5-6-4 工事支障木対策工	改訂による変更（追加）
	工事支障木対策工の施工については、1-10-5工事支障木対策工の規定による。	改訂による変更（追加）
5-6-4 発生材再利用工	5-6-5 発生材再利用工	改訂による変更
発生材再利用工の施工については、1-10-5発生材再利用工の規定による。	発生材再利用工の施工については、1-10-6発生材再利用工の規定による。	改訂による変更

大分県公園緑地工事共通仕様書 新旧対照表

(改訂前)現行条文(令和4年10月)	【改訂後】新条文(令和8年10月)	改訂理由
第6章 自然育成	第6章 自然育成	
第2節 適用すべき諸基準類	第2節 適用すべき諸基準類	
	日本公園緑地協会 造園施工管理 技術編（令和3年5月）	改訂による変更(追加)
	日本公園緑地協会 造園施工管理 法規編（令和3年5月）	改訂による変更(追加)
	国土交通省 緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項 （都市緑地法運用指針 参考資料）（平成23年10月）	改訂による変更(追加)
	環境省 自然公園等施設技術指針（令和4年3月）	改訂による変更(追加)
	農林水産省 水田生態系の保全に視点をおいた整備技術の解説書（平成23年3月）	改訂による変更(追加)
	農林水産省 水田生態系の保全技術ガイドブック（平成18年3月）	改訂による変更(追加)
第5節 公園施設等撤去・移設工	第5節 公園施設等撤去・移設工	
6-5-3 伐採工	6-5-3 樹木伐採・伐根工	改訂による変更
伐採工の施工については、1-10-4伐採工の規定による。	樹木伐採・伐根工の施工については、1-10-4樹木伐採・伐根工の規定による。	改訂による変更
	6-5-4 工事支障木対策工	改訂による変更（追加）
	工事支障木対策工の施工については、1-10-5工事支障木対策工の規定による。	改訂による変更（追加）
6-5-4 発生材再利用工	6-5-5 発生材再利用工	改訂による変更
発生材再利用工の施工については、1-10-5発生材再利用工の規定による。	発生材再利用工の施工については、1-10-6発生材再利用工の規定による。	改訂による変更